

箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会からの提言を受けての今後の本市の取組みについて(案)

はじめに

平成30年10月15日に発覚した市内中学校におけるいじめ事案に関して、去る令和3年8月5日に第三者調査委員会から調査報告書（「報告書の概略」参照）を受領した。

箕面市教育委員会としては、本いじめ事案において学校及び教育委員会事務局の対応の不適切さから被害生徒やご家族に辛い思いをさせてしまったこと、全容解明までに多くの時間を費やしたことから、被害者だけでなく関係する子どもたちや保護者など多くの人々に多大なご心労をおかけしたことを真摯に反省し、調査報告書に記載された提言を踏まえ、今後取り組むべき事柄をまとめた。

箕面市教育委員会としては、このような事態を二度と繰り返さず、すべての子どもたちが安心して学校生活を送っていけるよう、真摯に取り組んでいく。

（報告書の概略）

平成30年10月15日、本市中学校在籍の当時1年生で、支援学級に在籍する男子生徒（以下「本件生徒」）に対して、同級生らによるいじめが行われている疑いがあることが、被害生徒とは別の生徒の保護者からの学校への通報により発覚した。

当該中学校が調査を行い、本件生徒の保護者へ調査結果等の報告を行ったが、調査が不十分等との理由から理解を得ることができなかった。その後、令和元年10月、本件生徒及び同保護者代理人弁護士から、要望書を箕面市教育委員会を受領したことを受け、令和2年3月12日、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）及び箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例（以下「市条例」という）第9条に基づき、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会（以下「本委員会」という）を設置した。

調査の結果、「Jアラートが鳴るぞと伝える行為」「ベランダや廊下に締め出す行為」「叩く、蹴る等の暴行」等が、いじめに該当する事実として認定された。

報告書では、当該中学校の初動対応に関する評価、事案発覚後の学校対応の主な問題点、本件生徒へのいじめが発生した要因に関する分析と課題、提言等が示されている。

「第7章 提言」においては、「箕面市いじめ防止基本方針および箕面市立学校いじめ防止基本方針の見直し」「本人の希望や想いを汲み取った支援」「ケース会議の開催および専門職による支援内容の実施」「保護者・家庭との生徒に関する情報共有および保護者支援の実施」「生徒本人の利用施設・サービス等との確実な支援方針・支援内容の共有の実施」「生徒の自治性を活かしたいじめ防止の取組みの発展」「教職員・支援教育関係者の研修機会の充実」「市の公的施策としての子どもの権利擁護に関するシステム構築の必要性」の8点について言及されている。

なお、「第6章 本件生徒へのいじめが発生した要因に関する分析と課題」においては、「箕面市の支援教育における指針と教育体制の現状と課題」「本件中学校における支援教育体制の現状と課題」「本件生徒クラスにおける『いじめ』事案発生原因の分析と課題」「本件中学校における一連の対応（本件事案発覚前）に関する評価」について指摘されている。

○「第7章 提言」に対する取組みについて

①箕面市いじめ防止基本方針および箕面市立学校いじめ防止基本方針の見直し

提 言（報告書より抜粋）	対 応
<p>・本件事件から2年以上が経過した令和3年時点においても、(いじめ) 事案発生後に対応チームを編成すると規定し、常設組織としての構成や指揮系統を明示していない「学校いじめ防止基本方針」を公表している箕面市立学校が散見される。教育委員会および各市立学校は、それぞれのいじめ防止基本方針が法の規定に沿っているか確認すべきである。【P135】</p>	<p>・「学校いじめ防止基本方針」の記載方法が統一されておらず、常設の位置づけが明示されていない学校があるとの報告書の指摘をふまえ、「箕面市いじめ防止基本方針」において「いじめの防止等のために学校が実施すること」に『校内いじめ対策委員会』を常設組織として位置づけ、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ事案の有無、解消に向けて取り組んでいるいじめ事案の進捗状況等について常に確認すること。」を規定し、これをふまえ「学校いじめ防止基本方針」に、常設組織としての構成や指揮系統など、学校がいじめ事案の取組み体制を明記することとした。</p>
<p>・教職員の感性や経験に依拠することなく全ての児童生徒の尊厳を守るべく、(いじめ) 行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒の尊厳を損なうことを目的として行われる行為はすべて「いじめ」と認識して法に沿った対応を行うことを、各いじめ防止基本方針に明記することを提言する。【P135】</p>	<p>・「箕面市いじめ防止基本方針」の「いじめの定義」を「いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は『いじめ』と認識し、法に沿った対応を行うこととする。」と改定する。</p> <p>・また、同方針の『学校いじめ防止基本方針』の策定において「いじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、障害特性を有する児童生徒を含め、すべての児童生徒の尊厳を損なう行為は『いじめ』と認識し、法に沿った対応を行うことを明記する。」と追記する。</p> <p>・「箕面市いじめ防止基本方針」の改定をふまえ、すべての学校の「学校いじめ防止基本方針」を改定させる。</p> <p>・また、すべての教職員に対し、今回の改定の重要ポイントとして、「障害特性を有する児童生徒や自身の思いを表現することが苦手な児童生徒は、法第2条のいじめの定義にある『心身の苦痛を感じている』との意思を表現することができるものとは限らないことからいじめ行為の対象となる児童生徒の認識にかかわらず、と標記している」ことを周知徹底していく。</p>

②本人の希望や思いを汲み取った支援

<p>・具体的には、本人がどのような思いや環境の変化によって不安や問題となる行動が生じるのかという多角的な視点による分析のほか、本人の不安や問題とな</p>	<p>・支援学級在籍児童生徒の視点や立場に基づいた支援を行うため、「個別の指導計画」を作成する際には、保護者だけでなく本人の思いやニーズを丁寧に聞き取</p>
--	---

<p>る行動を回避することができる環境を如何に形成するのかということ、また日頃からの本人の感情に寄り添った支援の検討など、本件生徒の視点や立場に基づいた支援が検討されていなかったからでもある。</p> <p>あわせて作成された本件生徒の「支援学級指導計画」でも、保護者の願いや本人特性は示されているものの、本件生徒の希望や思いなどについて、触れられていない。これに関連し、箕面市教育委員会が作成した「箕面市支援保育・支援教育推進ハンドブック」の「個別の教育支援計画」の書式において、「本人・保護者の希望」欄が存在する。また、箕面市では、個別の教育支援計画に連動する形態で「個別の指導計画」の作成を示しており、この個別の指導計画においても「保護者・子どもの願い」欄として、子ども本人の思いやニーズについて整理し、教育・支援活動に活かすことが想定されている。</p> <p>しかし、本件中学校での個別の指導計画では、本人の希望に関する欄が欠落しており、書式上として不適切であると考えられる。【P136】</p>	<p>ったり、関わりの中から汲み取ったりしながら、指導計画に反映させるよう支援学級担任等に周知する。</p> <p>・また、本人の感情に寄り添った支援や多角的な視点からの分析による学習環境の調整の必要性について、研修などを通じて継続的に認識を共有し、日常の支援に活かしていく。</p> <p>・「個別の指導計画」の様式については、「箕面市支援保育・支援教育推進ハンドブック」で例示している様式を参考に、各学校がそれぞれ作成しているが、今回の指摘を踏まえ、全小中学校に対し、「個別の指導計画」の様式に本人希望に関する欄を作成するよう速やかに指導する。</p>
<p>・大阪府教育委員会の「被害者救済システム」では、児童・生徒がいじめ等の被害にあった場合に、民間権利擁護機関の子ども家庭相談室であるアドボカシーセンターが、児童・生徒の意見表明を尊重し、最善の利益に向けた活動を行うシステムが導入されており、ここでは障害特性のある児童生徒も含めた意見表明支援も想定されていることから、児童生徒および保護者等に対して、これらの支援体制について認知されるように積極的な広報を行うことも求められる。【P137】</p>	<p>・箕面市教育委員会が作成したチラシ『箕面市相談窓口のお知らせ』に、大阪府教育委員会の「被害者救済システム」も掲載し、令和3年9月に再発行し、各学校から全児童生徒に配布した。今後も定期的に、児童生徒及び保護者に「被害者救済システム」について周知するとともに、支援学級在籍児童生徒および保護者等に対しては、この制度が、障害特性のある児童生徒も含めた意見表明支援を想定された制度であることの周知を改めて行う。</p>

③ケース会議の開催および専門職による支援内容の実施

<p>・生活アンケートや i-check について、本件中学校において実施されているものの、その結果についてケース会議をはじめとして教育活動に活用された形跡がなかった。このことについて、これらの調査の実施とともに調査結果についての有効かつ適切な利用を行うことが必要である。【P138】</p>	<p>・毎年6月と12月に実施している箕面市子どもステップアップ調査の i-check の結果分析については、すべての学校で毎回学級ごとの分析を行っている。6月の i-check の結果については、箕面市教育委員会から各学校に夏季休業前に返却し学校で分析の上、2学期以降の学級づくりに生かすよう、指導を行っている。</p> <p>・また、i-check の結果、「いじめのサイン」「対人ストレス」「自己肯定感」「家族、友だち、先生のささえ」について、標準スコアが45以下の児童生徒はリスト</p>
--	--

	<p>アップし、生徒指導担当者を中心に、当該児童生徒の学習・生活状況をできる限り把握し、必要な支援ができるようケース会議等を行うことも指導しており、各学校では分析結果や今後の取組みについて保護者にも報告し、課題改善に取り組んでいる。今後もこれらが各学校で徹底されるよう指導していく。</p>
<p>・本人への生徒に対する専門的知見に基づいた支援内容について計画することができなかつたものと考えられる。個別の生徒のケース会議が適切に実施される必要がある。【P138】</p>	<p>・障害の特性が顕著な生徒については、支援の方法について専門的な見地からの対応が必要となることから、早期療育機関の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士や支援学校リーディングスタッフ（※）、支援教育相談員など専門職が各学校を巡回し、支援学級担任の相談に対応しており、必要に応じてこれらの専門職を交えたケース会議を実施するなど、専門的見地もふまえた支援内容を検討できるよう、その体制を整えているが、今回のケースにおいては、学校がこれらの専門職を十分に活用できていなかった。今回のようなケースについて、今後は早い段階で専門職を交えたケース会議を実施し、より適切な支援を行うよう、各学校に指導する。</p> <p>※支援学校リーディングスタッフ…リーディングチームに所属している支援学校の教職員</p>
<p>・ケース会議の開催や、専門職との連携が必要な事案について、支援教育コーディネーターや支援担、管理職にその判断を委ねるだけでなく、どのような事案であれば専門職との連携が求められるかについてチェックリストなどを作成することや、より有効なケース会議の運営が図られるシステムやモデルを構築するなど、確実に実施されるように工夫することも有効であると考えられる。</p> <p>なお、ケース会議の有効的な運用や専門職との連携については、千葉県教育委員会（略）、福岡市教育センター（略）など、他自治体の研究成果物等も公表されていることからそれらも参考とされたい。【P139】</p>	<p>・箕面市では、支援教育についての専門性が高い教員を通級指導教室担当者として配置しており、支援に必要な児童生徒の見立てや、指導方法のアドバイス等を各学校で行っている。今年度中学校1校に、新たに通級指導教室担当者が配置され、市内中学校の通級指導教室担当者が3名となったことから、配置がない学校にも、これまでは月1～2回程度であった巡回相談を週1回程度の巡回が可能となった。今後は巡回相談を活用しながら、複数で児童生徒の見立てを行い、支援に必要な児童生徒の諸問題を早期に発見し、外部との連携を実施していく。</p> <p>・今回、専門職との連携がなされておらず、当該生徒への支援が不十分であったという報告書の指摘をふまえ、他自治体が公開しているチェックリストや、大阪府教育センターが作成している人権教育リーフレットを参考に、チェックリストなどの作成や、より有効なケース会議の運営を図り、確実に専門家との連携</p>

	<p>が実施される仕組みを検討する。また、教職員一人一人の人権意識を高めるとともに、校内支援委員会についても、好事例を各校に示すなど、より効果的に運営できるよう指導していく。</p>
<p>・ケース会議や相談対応の（略）議事録（略）は、学校教育法施行規則に示される指導要録の指導に関する記録に直接関係する根拠書類と考えられることから、指導要録に準ずる方法での作成・保管と、保存年限が厳守されるように取り扱うことが必要であると考えられる。【P139】</p>	<p>・今後、箕面市教育委員会が『いじめ情報共有シート綴』の保存期間の見直しを行い、5年保存から10年保存とし、各学校に対して周知徹底していく。なお、小中学校、9年間一貫して児童生徒のいじめの実態を共有することは重要であり、いじめ情報共有シートについては、小学校1年生のシートを中学校3年生になっても、教職員が把握できるようにする。</p> <p>・校長にいじめ問題等に関する記録の保存についてその徹底を指示した。なお、9月に箕面市教育委員会からメイプルリーフ（生徒指導に関する通信）を発行し、全教職員にいじめ問題等に関する記録の保存について徹底を図っている。</p>

④保護者・家庭との生徒に関する情報共有および保護者支援の実施

<p>・保護者・家庭との情報共有の意味について、学校側が校長のリーダーシップの下で改めてその理解をするとともに、保護者・家庭支援が確実に実施されるように支援体制を構築することが今後求められる。【P141】</p>	<p>・保護者・家庭支援を確実にするためには、保護者と信頼関係を構築していくことが非常に重要であることから、令和3年6月、箕面市教育委員会において『安心感・信頼感を与える学校』をめざして」というパンフレットを作成し、児童生徒、保護者、地域の方の相談を受ける場合の対応で気をつけるべきことや、相談や要望を受けた場合は、教職員が一人で抱えず、学校組織として取り組むことの重要性を周知徹底している。このパンフレットについては全教職員に配信し、必ず読むよう呼びかけているほか、管理職や生徒指導担当者を中心にパンフレットを題材にした校内研修等を定期的実施し、その内容を確認することにより、継続的に取り組むよう指導している。</p> <p>・また、今回の報告書を受け、令和3年8月25日に、日本大学の藤平教授を招聘し、全校の管理職や生徒指導担当者などを対象に、いじめに対する正確な理解と学校組織での対応についての研修を実施した。今後は、11月には立命館大学の仲教授をお招きして「児童生徒への聴き取りの仕方について」研修を開催するとともに令和4年1月には桃山学院教育大学の松久教授による「支援教育について」の研修を予定している。</p>
--	---

・今後も研修を充実させ、児童生徒理解や支援教育、保護者・家庭支援、いじめ事案への取組み等に関する教職員の見識を高めるとともに、SC、SSWと連携しチーム学校で組織的に対応していくよう指導していく。

⑤生徒本人の利用施設・サービス等との確実な支援方針・支援内容の共有の実施

<p>・学校は生徒本人の利用施設・サービス等との確実な連携を図り、より適切な支援方針や支援内容の検討、学校と利用施設・事業所との相互の役割分担などを明らかにするなど、積極的に関係性を構築することが望まれる。【P143】</p>	<p>・児童生徒が利用している療育機関との連携は、平成28年度文部科学省「放課後等福祉連携支援事業」の調査研究実施以降進んできたが、連携が不十分なケースもある。</p> <p>・今後は、定期的に放課後等デイサービスとの連携の具体について、研修等を実施していくとともに、学校と放課後等デイサービスの連携の場の持ち方について、関係部署で協議を行っていく。また、放課後等デイサービスだけでなく、相談支援事業所や保健所など、児童生徒の支援に関わる機関とも今後連携を強化していく。</p>
---	---

⑥生徒の自治性を活かしたいじめ防止の取組みの発展

<p>・生徒のいじめに対する問題意識をはじめとした人権意識の醸成と、仮に問題行動などが発生した際に、生徒自身が自分事として考え、望まれる行動をすることができるなど、生徒自身の自治性・主体性を高めるための方策について、生徒会をはじめとした生徒の意見も積極的に踏まえながら、検討・工夫がなされることを期待する。【P144】</p>	<p>・各校において、児童生徒が主体的にいじめ防止について考えられるよう、改めて指導する。</p> <p>・「いじめ防止に係る箕面市中学校生徒会学習会」において、各校の生徒会でのいじめ防止についての意見交流を行い、出た意見を各校の取組みに返していく。</p> <p>・文部科学省が教材例として示している東京都教育委員会作成の「SOSの出し方に関する教育」を参考に、児童生徒が身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるよう授業等で取り組んでいく。</p> <p>・いじめの四層構造の理解を深める取組みを行い、「傍観者や観衆」から「仲裁者や擁護者」に変わることによって、いじめを抑止できることを伝え、児童生徒が自分事として捉え、望ましい行動ができるよう支援していく。</p>
<p>・学校としては生徒の自治性や主体性に依存し過ぎることがないように、学校管理者としての責務について自覚し、これまでの本取組みで進められてきたいじめ防止の啓発活動のほか、生徒自身や校内でいじめやいじめに発展する可能性のあるからかいなどの行為を感じた生徒がいた場合、学校側に伝えることのできる相談支援体制の構築（通報者の匿名性の担保や、より実</p>	<p>・相談支援体制については、まず、通報者の匿名性を確実に担保することを、改めて校長経営会議、教頭運営会議、生徒指導担当者会において、周知徹底する。</p> <p>・また、各学校において、気軽に相談しやすい窓口（教職員等）を複数設けるなど実行性のある取組みを実施していけるよう、好事例を集約し、学校間で共有をはかれるようにするなど、箕面市教育委員会の学校に対</p>

<p>行性のある取組みであることを要する) など、生徒の主体性を図るための具体的な教育的実践活動の実施を求める。【P144】</p>	<p>する支援をさらに充実させていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT を活用したいじめの未然防止、早期発見策として研究していく。 ・ 令和3年9月から全児童生徒端末に導入している学習支援システム tomoLinks を活用して、担任に言えない悩みや自分から声をかけることが苦手な児童生徒が容易に相談できるシステムの構築を検討する。
--	---

⑦教職員・支援教育関係者の研修機会の充実

<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在実施されている支援担が参加した研修機会について肯定的な意見が示された一方で、学校以外での定期的な研修機会がない(支援教育) 介助員からは研修機会を期待する意見が含まれたことから、職務の一環としての介助員を含めた教職員に対しての支援教育に関する研修機会を検討・確保に努めることが必要であると判断する。【P145】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箕面市教育委員会主催の支援教育介助員(会計年度任用職員を含む)研修は、年間3回実施しており、うち1回はリーディングスタッフをファシリテーターとした課題別のグループ協議を実施している。これまでは、発達障害の理解や合理的配慮などについての研修を実施してきた。また、支援学級担任には、昨年度、起こった支援学級児童生徒が被害となるいじめ事案に対する事例を基にした研修も実施した。今後は、経験年数ごとに分けて実施するなど、研修内容を充実させていく。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校現場で実際に支援教育に従事している関係者、外部の専門機関や専門職、学識経験者などからも可能な範囲で研修に対する意見や提案を求めるなど、より生徒本人や保護者のニーズ等も踏まえ、学校での支援上で活かすことが可能な研修内容の検討を行うことが望ましい【P146】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修内容については、現場の教職員のニーズや支援学校リーディングスタッフ、通級指導教室担当者、支援学級担任等の意見を参考に、決定しているが、今後は、学校現場のニーズだけでなく、教育相談を通じて保護者のニーズも把握し、研修内容を決定する際の参考としていく。また、国立特別支援教育総合研究所の地域支援事業において、研修の持ち方についても助言を仰ぎ、より有意義な研修を計画、実施していく。

⑧市の公的施策としての子どもの権利擁護に関するシステム構築の必要性

<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在のところの、市としてのいじめをはじめとした子どもに対する人権救済制度の実施がなされていない。【P147】 ・ 市および教育行政全体として、条例に示されている子どもの人権救済(権利擁護)についての体制を具現化し、早急に実施すべきであると考え。【P149】 ・ 子どもの権利救済のシステム構築は、子どものみならず、子どもを支える学校関係者をはじめ社会全体に対する有益性を有していることに着目することが重要といえる。【P150】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援システム tomoLinks を活用して、児童生徒が毎日の心の状況を入力し、児童生徒が直接的に言えない場合であっても、子どもの心情を教職員が確認することで、子どもの目に見えないサインや心の変容を教職員がキャッチできるシステムの構築を検討し、組織的に子どもの権利擁護につなげていく。 ・ 子どもの人権救済制度については、全国の先行事例等と参考に検討していく。
---	---

○「第6章 本件生徒へのいじめが発生した要因に関する分析と課題」に対するの取組みについて

①箕面市の支援教育における指針と教育体制の現状と課題

報告書	取組み
<p>・30年以上前には先駆的な取組みであったと思われるが、支援教育介助員の役割が大きく、通常学級の現状として、インテグレーション（統合）教育にとどまっている側面があるのではないかと課題が示唆される。インテグレーションとは、(略)、つまり、インクルーシブ教育で必要とされる合理的配慮に基づいた教育活動ではなく、配慮なく（または不十分な配慮下において）、障害のある生徒と障害のない生徒を同一の通常学級で教育することと考えられ、生徒同士の相互理解が及ばない（もしくは不足する）状況であったといえる。【P97】</p> <p>・箕面市全体として、同じ場で共に学ぶという前半部分は浸透しているものの、後半の個への支援の視点が十分でないところがあり、支援教育の基本である「一人ひとりの教育的ニーズに応じた『ともに学び、ともに育つ』教育」となるような体制づくりへの転換が必要であると考えられる。【P98】</p>	<p>・通常学級での個に応じた支援が十分にできていないとの報告書の指摘や、在籍児童生徒の急増とニーズの多様化、大量退職によるベテラン教員の減少などによる学校における支援教育体制の確立の難しさなど、学校現場における支援教育にかかる様々な課題が年々増大してきていることから、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育をどのように進めていくのか、教育委員会や学校が検討する必要がある。まずは学校現場の管理職、生徒指導担当、支援コーディネーターなど支援教育に関わる教職員と意見交換し、改めて現状の把握と課題整理を行っていく。</p> <p>・また、新たに「箕面市における今後の支援教育の充実に関する検討会議（仮称）」を設置して、大阪府教育庁や国立特別支援教育総合研究所の意見を聴きながら、支援教育の具体的な充実策を検討していく。</p> <p>・経験年数に関わらず、教員が児童生徒の教育的ニーズに応じた教育を保障できるように、一人ひとりの特性に応じた適切な「個別の指導計画」などを作成するための支援ツールの活用を検討する。</p>
<p>・（支援学級在籍児童生徒が）通常学級での生活を中心とするためには、（通常学級児童生徒と）支援学級在籍児童生徒との交流及び共同学習を充実させるための配慮事項をふまえ、生徒の行動の意味や背景等を必要に応じて適切に説明するなどして、生徒同士が理解し合い良好な関係性を築く取組みが必要となる。インクルーシブ教育を真に実践するためには、多様性を包含するシステムを再構築する必要があると考えられる。【P97】</p>	<p>・「ともに学び、ともに育つ」意義について、教職員の理解を深めるため、大阪府が作成しているリーフレットを活用し、多様性を認め合うあたたかい集団づくりに関する研修を教職員全員を対象として実施する。</p> <p>・また、研修の内容を踏まえ、学校に児童生徒同士の理解が深まる取組みをすすめるよう指導をする。</p> <p>・多様性の理解など今後の人権教育のあり方については、新たに設置する「箕面市における今後の支援教育の充実に関する検討会議（仮称）」の中で検討していく。</p>

②本件中学校における支援教育体制の現状と課題

<p>・教育委員会は、学校からいじめの事故報告書を受け取り、指導・助言する立場にあるが、本件が最初に報告され、後に重大事態として調査がほぼ終わる時期の聴き取りにおいても通り一遍な回答にとどまってい</p>	<p>・令和3年度から、学校はいじめを認知したら原則としてその日のうちに校内いじめ対策委員会を開催し、そこで検討した方針を「いじめ情報共有シート」としてとりまとめ、即座に箕面市教育委員会に提出するこ</p>
--	---

<p>る印象が強く、今後、報告があがっている個々の事案の内容を踏まえ、市全体として未然防止の取組みをより強化する方策を提示し指導にあたることが望まれる。【P105】</p>	<p>ととしている。箕面市教育委員会は「いじめ情報共有シート」に記載されている内容が法の趣旨に沿って適切に対応されているかを確認し、必要に応じて学校に指導をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、いじめの組織的対応においては各校の生徒指導担当者が中心になることから、「生徒指導担当者会」を新設し、未然防止の取組みや初期対応や保護者対応についての研修を行うなど生徒指導担当者の人材育成をより充実していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・教育的支援が必要な生徒にとって、Ⅰ. 通常の学級での支援（略）、Ⅱ. チームによる支援（略）、Ⅲ. 支援学級での支援（略）のいずれもが重要であるという視点を持ち、トータルに支援を考えていくことが必要である。一人ひとりの教育的ニーズに基づいて、通常学級で過ごす時間を決定していく柔軟性が今後必要であると思われる。 <p>（中略）3つの支援の視点を理解啓発し、支援教育を推進していくことが今後の課題といえる。【P107】</p> <p>「国立特別支援教育総合研究所」のサイトには、「自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう！」（令和2年5月）、「インクル COMPASS ガイド」（令和3年2月）、「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」（令和3年3月）、「発達障害のある子供の教育に関わる全ての教員の皆様へ もしかして、それ…二次的な障害を生んでいるかも…？」（令和3年3月）などリーフレットが掲載されている。教育委員会として、体制の見直しや教員研修に役立てていくことが望まれる。【P113】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰ. 通常の学級での支援、Ⅱ. チームによる支援、Ⅲ. 支援学級での支援のいずれもが重要であるという視点について、箕面市においては、これまでⅠ. 通常学級での支援に重点を置いて実施してきた。しかし、ここ数年の支援学級在籍児童の急激な増加とニーズの多様化に、個々の学習環境の整備が追いついていない。一方、従来から箕面市で実施してきた通常学級において「ともに学ぶ」ことを望む保護者やそのことを大切にする教職員は少なくない。通常学級の中で支援を受けたいという思いで、遠方から箕面市に転入してくるケースも毎年ある。このように、多様な保護者ニーズに対応し、児童生徒の学びを保障するためには、柔軟な対応ができる組織作りと、個別ニーズに対応できる教職員の専門性向上について、様々な機関と連携しながら取り組んで行く必要があると考えている。 ・体制づくりについては、国立特別支援教育総合研究所の地域支援事業において助言を仰ぐとともに、「箕面市における今後の支援教育の充実に関する検討会議（仮称）」の中で検討していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後、問題が生じたときには、連絡会とは別に、学級担任や管理職からの提案も可能なケース会議を位置づけていくこと、内部で話し合っ有効な支援の手立てが見いだせないときには、専門家の意見を反映させて支援を見直す体制づくりをしていくことも必要であると思われる。【P111】 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題事象が起こった際には、支援学級担任や通常学級担任だけの対応ではなく、支援教育コーディネーターや生徒指導担当なども含めた「校内支援委員会」(※)の中で情報共有を行い、必要に応じてSC、SSW、教育相談員など専門家を交えたケース会議も実施していく。※校内支援委員会…支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援方法の工夫を検討する会議

③本件生徒クラスにおける「いじめ」事案発生原因の分析と課題

<p>・学校教育の課題に対処するために提言をするならば、インクルーシブ教育の一環として、定期的な福祉学習の時間を採り入れていただきたいものだと考える。【P126】</p>	<p>・福祉学習について、現在小学校では車椅子や点字、高齢者の体験授業、中学校では当事者の講話などを実施している。実施後の振り返りや人権課題とつなげる取組みを充実させていくことが課題であると考えており、継続的に学習をつなげていくよう指導する。</p>
<p>・個別事案への具体的対処方法は、外部から招いた専門家による指導やその専門家を交えたケース会議が必要で、文部科学省が提言する「チームとしての学校」の視点から、その方針を採り入れ始めている学校は近年珍しくない。ぜひ検討を頂きたい点である。【P128】</p>	<p>・個別事案の対応については、必要に応じて支援学校リーディングスタッフや専門医などを交えたケース会議を実施している。現在は、事案が起きた後の対応についてケース会議が開かれる場合が多いので、事案が起きないように、未然防止の観点から、些細なことでも気になるときは積極的に外部機関を交えたケース会議を実施するよう指導していく。</p>

④本件中学校における一連の対応（本件事案発覚前）に関する評価

報告書	取組み
<p>・教職員ら自身、学校いじめ防止基本方針を十分に理解し、まずは、管理職を中心とした体制づくりを行った上で、学校と保護者ら大人が児童生徒の悩みや相談を受けるものである立場にあること、いじめの認知が行われれば、一部の教職員が対応にあたるのではなく、全教職員でその対応の重要性を認識することが必要である。また、同時に、学校全体で総合的ないじめ対策が適切に機能しているかどうか、心理、福祉等の専門職も参加して、定期的に検証する機会も必要となる。【P131】</p>	<p>・箕面市教育委員会は、各学校に対し、改定後の「箕面市いじめ防止基本方針」を踏まえて、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行うよう指示し、改正の趣旨も含めて、その内容に対する理解と遵守を徹底できるよう、指導をする。</p> <p>・箕面市教育委員会は、各学校に対し、教職員がいじめを認知すれば、すぐに「校内いじめ対策委員会」を開催し、初動から組織対応を行うよう指導をする。</p> <p>・箕面市教育委員会は、各学校に対し、「校内いじめ対策委員会」にはSC、SSWの専門職が構成メンバーに入っているため、月に1度は、校内のいじめ対応についての検証を行うよう指導をする。</p>
<p>・入学前から、からかいを受ける可能性が指摘されていたのであるから、入学当初から注意深く見守るという姿勢が求められていたのである。</p> <p>そこでは、担任や支援担らに委ねるのではなく、管理職、学年主任、学年の各担任、生徒指導担当、支援担や支援教育コーディネーター、養護教諭、教科担任、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーらがチームとなって、対応にあたる必要があることが必要であった。</p> <p>そして、本件生徒の言動の背景を常に意識して、本件生徒だけではなくクラス全体の課題の共有と対策</p>	<p>・支援が必要な児童に関する情報については、これまでも小中学校間の引継ぎを行ってきたが、十分に活かされていなかったという指摘を踏まえて、改めて丁寧な引継ぎと引継ぎ内容を活かした支援を専門家を入れて協議し、保護者と連携し相互理解のもと実施していくよう、箕面市教育委員会は各学校に対し指導を行う。</p> <p>・また、いじめ事案に関する情報について、小学校で起きたいじめ事案については、確実に進学先の中学校に引き継がれるよう箕面市教育委員会は各学校に対し指導を行う。なお、当然のことであるが、学年が進</p>

について、保護者とチームの連携の下、入学当初から慎重に対応することが必要であったといえよう。 【P132】	級する際にも、事案内容について必ず確実に引き継ぐよう改めて指導を行う。
--	-------------------------------------

全体を通して、規定するものや周知していく事項に関して、学期に一度、教育委員会事務局が市内各小中学校と「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応等ができてきているかの検証を行い、改善が必要な点については指導を行う。